

中 部 経 営 ・ 辻 ・ 本 郷 税 理 士 法 人 が お 届 け す る

# Viewpoint

ビューポイント

2015.1月号

税務調査

税務調査対策について

～税務調査は、必ず成立させなければならない税務署との「交渉」です～

相続税

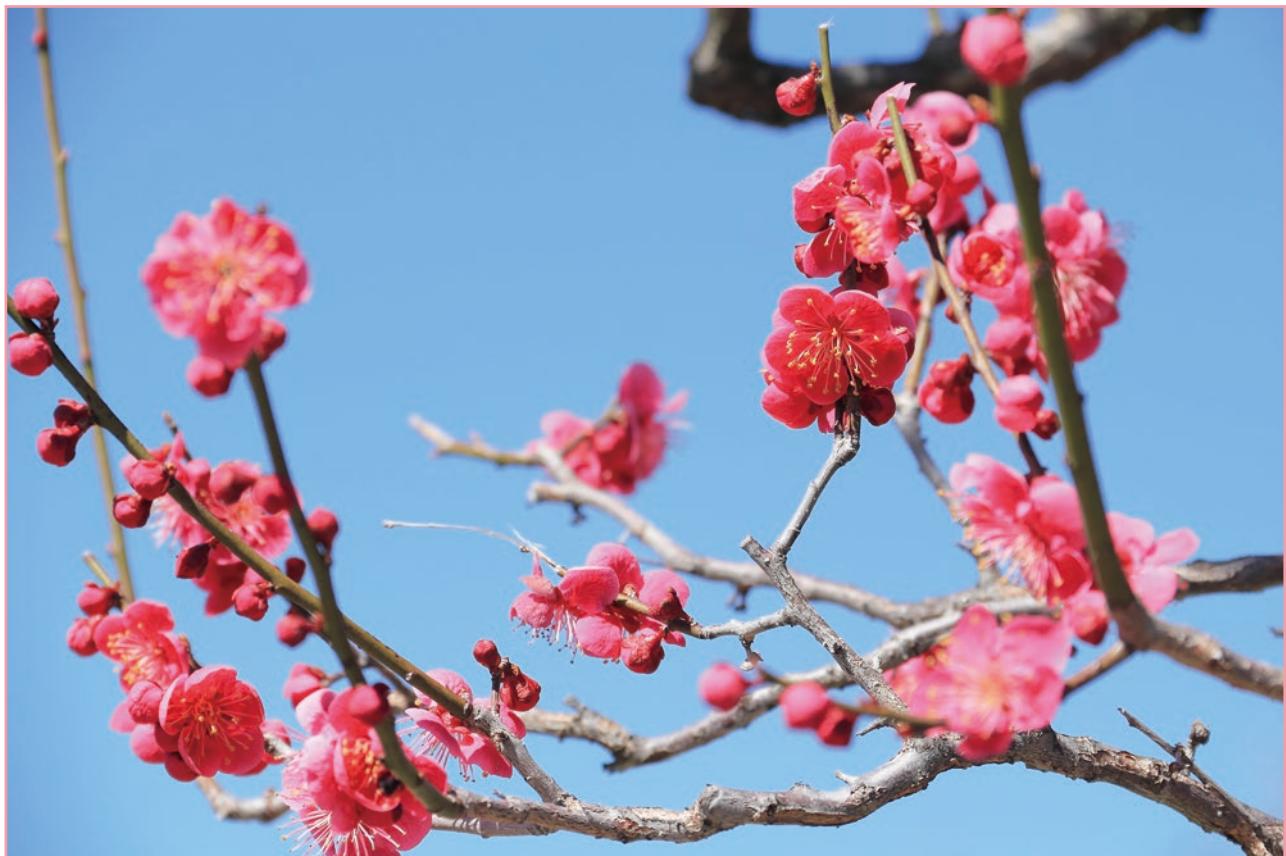
相続税 税制改正

～平成27年より基礎控除縮小で課税対象者が増えます～

資産税

「民事信託」について

～高齢者の財産管理手法としての民事信託の活用～



中部経営辻本郷 税理士法人  
CHUBU-KEIEI TSUJI HONGO

# 税務調査対策について

~税務調査は、必ず成立させなければならない税務署との「交渉」です~

**税務調査は、税務署と納税者の「交渉」です**

税務調査とは何なのでしょうか。  
会社は毎年、税務申告をしますが、  
その申告が正しいかどうかを税務署  
が調査しに来るのが税務調査です。

**税務調査・修正申告・更正処分の流れ**

A 納税者が**申告**をします。

B 税務署が申告内容の確認のための**税務調査**を行います。

C 調査の結果、双方の意見が一致すれば**(交渉が成立すれば)**、納税者が**修正申告**をして調査は終了です。

D 調査の結果、双方の意見が一致しなければ**(交渉が決裂すれば)**、税務署が**更正処分**(税務署側の判断に基づく課税処分)を行います。納税者が更正処分に不服があるときは不服申立手続に移ります。

交渉事においては、交渉が成立す  
れば成功です。  
交渉の決裂は双方にとつて多大  
な不利益をもたらします。

税務調査における交渉決裂も納税  
者に多大な不利益をもたらします。  
納税者は、税務調査における交渉  
を必ず成立させなければなりません。

## I 交渉成立のための対策

### (1) 申告までの対策

**120%の安心、安全を  
心がける慎重さが必要**

交渉が決裂して税務署長による更  
正処分がされる事例は、納税者の事前  
の十分な検討が足りない場合です。

特に今までと異なる税務処理や、新  
たな節税策の採用等を行う場合は、税  
務署が申告を見てどんな判断をする  
かを予測し、交渉相手である税務署の  
聖域に抵触しないか否かの検討を含  
め、「石橋を叩いて、叩いて、それでもす  
ぐに渡らずしづら様子を見る」くら  
いの慎重さが必要です。

必ず意見の相違のある、100%の勝  
のない世界ですから、交渉の結果、例えば  
10の意見の相違があり、勝率50%ならば  
5項目につき修正申告が必要になります。  
しかし、筋の通った説明があり、なおか  
つ交渉態度が信頼されれば「修正事項」  
は、「申告是認」あるいは「今後の指導事  
項」に変わる可能性があるのであります。

**不服申立てによる救済はない  
と思って調査対応に全力を**

## (2) 税務調査時の対策

※「絶対安全な節税対策、節税商品」と  
銘打つて宣伝されたものが、税務調査で  
否認(更正処分)された事例は数多くあ  
ります。





中部経営・辻・本郷 税理士法人

静岡事務所 所長

理事 税理士

## 青島 邦好

### 【プロフィール】

税務署を定年退職して税理士となり、また今回縁あって中部経営・辻・本郷 税理士法人で働くことになりました。退職間際の10年の内6年間は不服申立（税務争訟）担当をしておりましたが、これからは「税務争訟」とならないための「納税者に安心安全をもたらす方策」を提供する税理士となりたいと思っております。

## II 交渉が決裂して、税務署長に更正処分されたときの対応

「交渉が決裂」して、「更正処分」があれば、そこは「交渉」の世界ではなく「税務争訟」の世界になります。税務争訟は、和解のない「100%勝訴」か「100%敗訴」のどちらかしかない世界です。

### (1) 不服申立て手続

税務署長が行つた更生処分に不服があるときは、その処分の取消しや変更を求める不服申立ての道が開かれています。

### A 異議申立て

更生処分から2か月以内に税務署長に対して異議申立てをします。税務署長は、あらためてその処分の見直しを行います。

### B 審査請求

異議申立て後の処分に、なお不服があるときは1か月以内に国税不服審判所長に対して審査請求することができます。審査請求をされた国税不服審判所長は、調査及び審理を行った上で裁決を行います。

## C 訴えの提起

裁決後の処分に、なお不服があるときは6か月以内に裁判所に対して訴えを提起することができます。

### (2) 不服申立ての結果

税務署長に勝訴することは極めて困難

不服申立ての結果、納税者の勝訴率は、下表のとおり国税庁から公表されていますが、大部分の不服申立てが納税者の敗訴で終わり、税務署長に勝訴することは極めて困難です。

交渉が決裂して更正処分をされてしまつた後においては、有効な対策はありません。

Iの「交渉成立のための対策」が何よりも重要です。

## 不服申立てのデメリット

- 勝訴の確率が低い
- 時間がかかる
- 費用(弁護士費用等)がかかる
- 精神的負担(ストレス)が大きい

## 静岡事務所開設のお知らせ

中部経営・辻・本郷税理士法人は、静岡市に事務所を開設し、昨年6月より営業しております。中部地区のお客様にも、より迅速できめ細かなサービスをご提供できるものと考えております。

中部経営・辻・本郷税理士法人 静岡事務所

〒420-1083四

静岡県静岡市葵区音羽町九番二十一  
電話番号 ○五四(二九七)四四八六

## 平成24年度の結果（「国税庁レポート2014」）

区分	①処理済件数	②勝訴件数	③勝訴率 (②/①)
異議申立て	3,286件	325件	9.9%
審査請求	3,618件	451件	12.5%
訴訟事件	383件	24件	6.3%

# 相続税 税制改正

～平成27年より基礎控除額縮小で課税対象者が増えます～

中部経営・辻・本郷 税理士法人  
資産税務部 部長

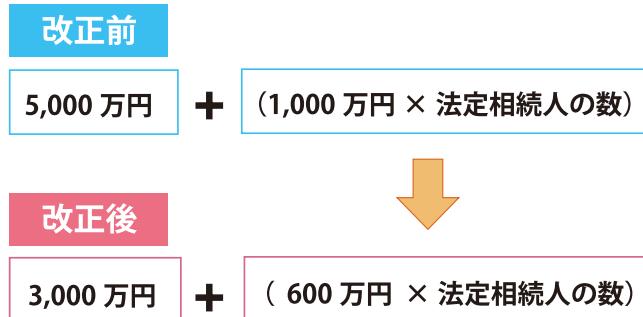
南出 美由紀



## 改正後の基礎控除額

法定相続人	基礎控除額
1人	3,600万円
2人	4,200万円
3人	4,800万円
4人	5,400万円
5人	6,000万円

## 基礎控除額の引き下げ



平成27年1月1日以後発生の相続により相続税の基礎控除がそれ以前の6割に引き下げられました

相続税の基礎控除の引き下げにより課税ベースが拡大され税率構造が見直されました

夫の遺産が8千万円だとすると、平成26年12月31日以前の相続なら相続税の負担はありませんでしたが、平成27年1月1日から、相続税額が350万円になります。

ただし、350万円のうち妻が取得した遺産に対応する部分については、配偶者軽減により、妻の相続税の納税額はありません。

また、平成26年以前から相続税がかかる方は、基礎控除額の引き下げにより、増税になります。

不動産がご自宅だけでも、ある程度まとまった金融資産等をお持ちで、相続税がかかりそなうなら、節税対策や相続税をスムーズに納めるための納税資金対策をおすすめします。

また、基礎控除額を超える財産をお持ちで、小規模宅地の評価減の特例等を適用することにより、課税価格が基礎控除額以下になる場合でも相続税の申告は必要です。

## 改正による税額への影響

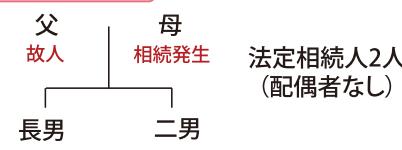
### 一次相続

#### 配偶者ありのケース



### 二次相続

#### 配偶者なしのケース



課税価格	1億円	2億円	3億円
改正前 相続税額	100万円	950万円	2,300万円
改正後 相続税額	315万円	1,350万円	2,860万円
増加税額	215万円	400万円	560万円

課税価格	1億円	2億円	3億円
改正前 相続税額	350万円	2,500万円	5,800万円
改正後 相続税額	770万円	3,340万円	6,920万円
増加税額	420万円	840万円	1,120万円

※相続税額は、配偶者の税額軽減を法定相続分まで活用するものとして計算  
※税率について、改正があったものと仮定して計算  
※課税価格は、基礎控除前の金額

※税率について、改正があったものと仮定して計算  
※課税価格は、基礎控除前の金額

## 取得費加算の特例の改組

相続により取得した土地を、相続税の申告期限の翌日から3年以内(相続開始の日の翌日から3年10ヶ月以内)に譲渡した場合には、土地について納めた相続税額のうち一定の金額を、譲渡資産の取得費に加算して譲渡所得の金額の計算をすることができます。

その取得費加算できる相続税額についてですが、平成26年12月31日以前に発生した相続については、その相続に係る相続税額のうち、「相続で取得した全ての土地等に対応する相続税相当額」と規定されていましたが、平成27年1月1日からは「その譲渡した土地等のみに対応する相続税相当額」に縮減されました。

保有している現預金では相続税を支払えない場合に、土地を売却して納税資金を確保することができますが、この場合、相続税の増税に加え取扱費加算の特例の改組により、土地の譲渡所得税も従来よりも増税となるので、予定していた土地の売却では納税資金を確保できず、追加で土地を売却しなければならない事態も考えられます。

相続により取得した土地等を譲渡した場合の譲渡所得の金額の計算上、取得費に加算することができる相続税の額は、その譲渡した土地等に対応する相続税相当額のみに制限されることとなりました。

### 【例】

#### 前提条件

遺産の総額3億円  
(土地のみ3箇所)、  
法定相続人は子1人と仮定  
(単位:千円)

	改正前	改正後
相続財産	相続税額 79,000	相続税額 91,800
A土地 100,000	26,333	30,600
B土地 100,000	26,333	30,600
C土地 100,000	26,333	30,600

#### 遺産のうち土地Aのみを1億円で売却した場合

改正前	収入金額	100,000	納付可能	改正後	収入金額	100,000
	概算取得費	5,000 <th data-kind="ghost"></th> <th data-kind="ghost"></th> <th>取扱費加算</th> <td>30,600</td>			取扱費加算	30,600
取得費加算	79,000			取扱費加算	30,600	
譲渡費用	3,000			譲渡費用	3,000	
譲渡所得	13,000			譲渡所得	61,400	
所得税・住民税額	2,600			所得税・住民税額	12,280	
相続税・所得税合計	81,600			相続税・所得税合計	104,080	

#### 適用時期

平成27年1月1日以後に開始する相続又は遺贈により取得した土地等を譲渡する場合について適用されます。

#### 実務上の影響

改正後に、土地等の売却により相続税の資金調達をする場合には、譲渡所得税の負担も含めた資金繰り計画が必要となります。

# 「民事信託」について

～高齢者の財産管理手法としての民事信託の活用～

中部経営・辻・本郷税理士法人  
理事長 税理士

村尾 実



従来、「信託」と言うと、信託銀行や信託会社が當利目的で行う商事信託であり、信託業の免許のない者が財産の信託を受けることが出来ないと思われてきました。

信託法は大正11年に制定された後、ほとんど改正されませんでしたが、平成18年12月、84年ぶりに大幅に改正されました。

この改正によって、當利目的ではなく、委託者の親族や同族会社が単発的に受託者となって財産管理等をする、いわゆる「民事信託」が活用しやすい制度になりました。

## 信託のポイント

### (1) 財産の民法上の所有者は受託者となる

信託を設定すると、信託財産は受託者名義となり、財産の所有権が形式的に移転するため、受託者は信託契約に基づき、財産の管理・処分をスマーズに行うことができます。

例えば、賃貸ビルを信託譲渡すると、ビルの名義は受託者になるので、受託者は賃料の集金や募集業務等の、通常の管理だけではなく、賃料不払いに対する訴訟をする等、信託目的の達成に必要な行為を独立して行うことができます。

## 信託とは

信託とは、委託者が一定の目的のために、受託者に財産を移転し、受益者のためにその財産の管理・運用・処分等を行わせる法律行為です。



委託者…元々の信託財産の所有者で信託を設定する者

受託者…委託者から信託する財産の管理、処分を託された者

受益者…財産から生じる利益を受ける者

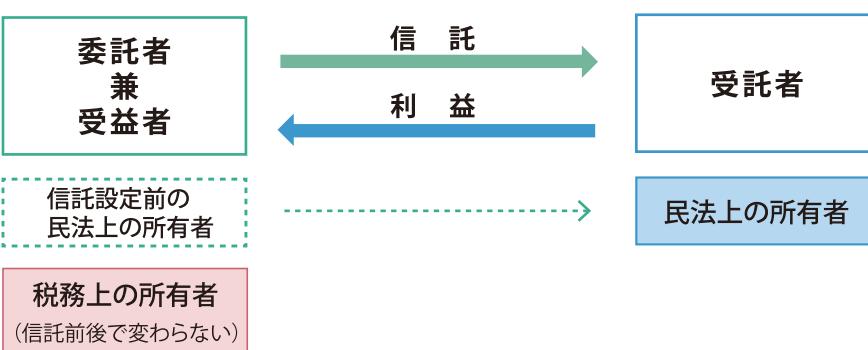
## (2) 税務の取扱い

信託財産から生じる利益は受益者が受けるために、税務上は受益者が所有者とみなされます。

例えば、父親が子どもを受益者として財産を信託すると、父親から子供へ財産の贈与があつたものとして、子供に贈与税が課税されます。

左図のように、委託者が受益者となる信託は、委託者自身が信託財産から生じる利益を受けることから、「自益信託」と呼ばれています。この場合、信託が設定されても、税務上の所有者は変わりません。

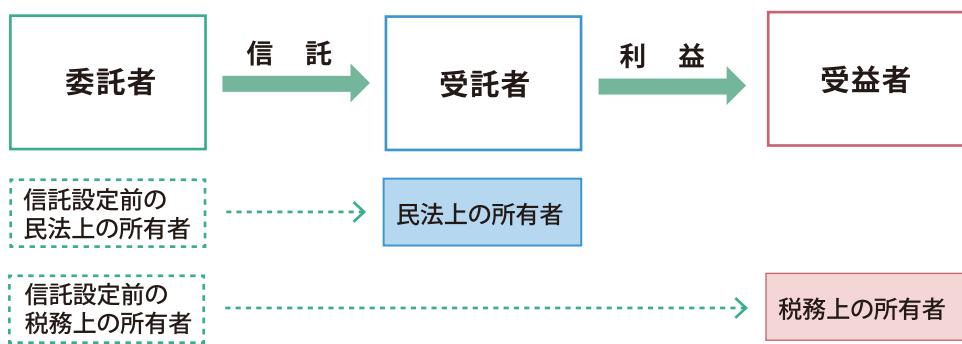
## 自益信託



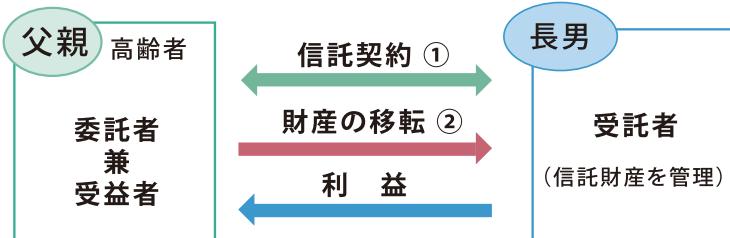
税務上の所有者  
(信託前後で変わらない)

## 他益信託

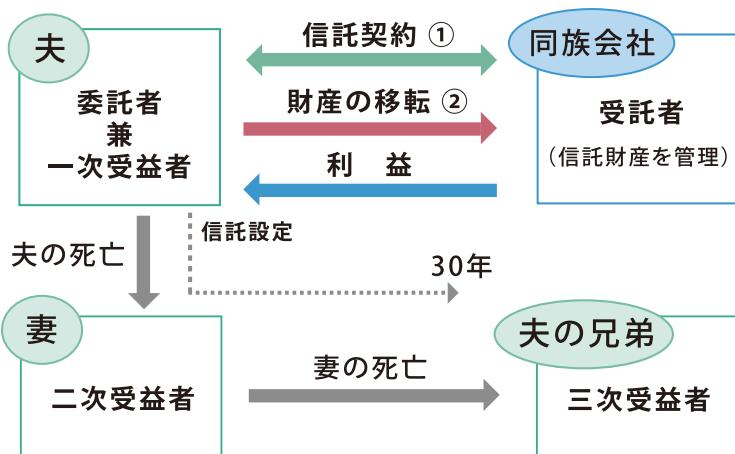
左図のように、委託者と受益者が異なる信託は、他の者が信託財産から生じる利益を受けることから「他益信託」と呼ばれています。



## 高齢者の財産管理のための 自益信託の活用



- ①高齢者である委託者自身が受益者となり、長男を受託者とする自益信託を、高齢者本人が意思能力のあるうちに、信託契約をしておきます。
- ②この信託により、財産の民法上の所有権は父親から受託者である長男に移転します。委託者である父親が受益者となるので、税務上の財産所有者は変わらないため、所得税も消費税も課税されません。
- ③信託契約により事前に定めておけば、父に意思能力がなくなつた後も、受託者である長男が相続対策としての投資等を行うことも可能となります。



遺言では、本人の相続について誰に財産を相続させるか決めておく事ができますが、その次の相続について決める事は出来ません。例えば、子のない夫婦のケースで、夫の死亡時に妻がその財産全部を相続すると、その後の妻の財産の相続においては、妻の兄弟や甥・姪がその財産を相続することになります。受益者連続型信託を活用すれば、妻の財産の相続において、夫の兄弟に財産を渡す事が出来ます。

信託設定から30年経た時点の次の受益者まで受益権の移転先を決めておくことが出来ます。

## 受益者連続型信託の活用

参加  
無料

# 平成27年度税制改正セミナー

日時

平成 27 年 3 月 17 日 (火) 14:00~16:00

(受付13:30~)

講師

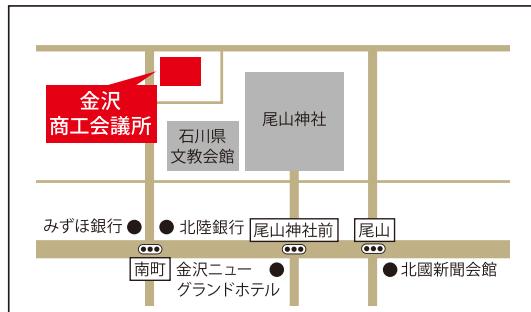
税理士 村尾 実

中部経営・辻・本郷 税理士法人

場所

金沢商工会議所 研修室1

石川県金沢市尾山町9番13号



お問い合わせ

TEL. 076-225-5588

FAX. 076-243-6222

E-mail. info@ck-tax.or.jp

※FAX・E-mailの場合は「会社名、所在地、参加者氏名、ご連絡先」をご明記下さい。

※申込み者多数の場合は先着順とさせていただきます。

経営革新等支援機関

当事務所は「経営革新等支援機関」に認定されています

経営革新等支援機関とは?

「中小企業経営力強化支援法」に基づいて、財務局・経済産業局より認定を受けた中小企業の専門家です。

中小企業が安心して経営相談等が受けられるために、国が認定することで、公的な支援機関として位置づけられています。

自社の経営を分析したい

専門的課題を解決したい

金融機関と良好な関係を作りたい

取引先を増やしたい  
販売を拡大したい

事業計画を作りたい



支援業務の概要

当事務所では、下記のような支援業務を通じ、中小企業の経営力強化を支援させて頂きます。

- ・経営状況の財務分析と改善支援
- ・資金計画の策定等金融支援
- ・経営改善計画の策定支援とモニタリングの実施
- ・事業承継支援



中部経営・辻・本郷 税理士法人  
CHUBU-KEIEI TSUJI HONGO

〒921-8025 石川県金沢市増泉2丁目7番37号  
tel. 076-225-5588 fax. 076-243-6222  
E-mail : info@ck-tax.or.jp

[www.ck-tax.or.jp](http://www.ck-tax.or.jp)